○財務省告示第三百十一号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十一年八月二十七日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十一年九月二十五日

財務大臣臨時代理
国務大臣　菅　**直**人

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第八回	十億円	百円十六銭
〃	第十五回	三十億円	九十七円二十銭
〃	第十六回	二百四億円	九十六円九十八銭
〃	第二十回	一億円	九十八円十八銭
〃	第二十二回	十億円	九十九円八十二銭
〃	〃	六十五億円	九十九円八十三銭
〃	〃	四十六億円	九十九円九十一銭
〃	第二十三回	一億円	九十九円二十銭
〃	〃	七十億円	九十九円二十六銭
〃	第二十四回	四億円	九十九円三十八銭
〃	第二十八回	一億円	九十五円七十五銭
〃	第三十二回	二十三億円	九十四円六十銭
〃	第三十五回	五億円	九十四円三十五銭
〃	〃	十五億円	九十四円六十銭
〃	〃	十九億円	九十四円六十二銭
〃	第三十六回	五十億円	九十四円十九銭
〃	〃	五十億円	九十四円二十四銭
〃	第三十七回	六十五億円	九十五円九十八銭
〃	第三十八回	十二億円	九十六円八十五銭
〃	第三十九回	三億円	九十九円三十銭
〃	〃	四億円	九十九円三十二銭
〃	第四十三回	十三億円	九十九円二銭
〃	第四十六回	五十億円	九十九円八十三銭
〃	第四十八回	五十億円	百二円五銭
合計		八百一億円	

○財務省告示第三百十二号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十一年九月二日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十一年九月二十五日

財務大臣臨時代理
国務大臣　菅　**直**人

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第二回	四十億円	九十五円二十八銭
〃	第六回	五億円	九十円六十二銭
〃	〃	二億円	九十円八十七銭
〃	第八回	四十億円	九十円二十八銭
〃	〃	三十七億円	九十円三十八銭
〃	〃	百十億円	九十円四十銭
〃	〃	四億円	九十円四十五銭
〃	〃	一億円	九十円六十銭
〃	〃	二十四億円	九十円七十五銭
〃	第十回	二十億円	九十円五十二銭
〃	〃	十億円	九十円六十一銭
〃	〃	十億円	九十円七十一銭
〃	〃	三十億円	九十円七十五銭
〃	〃	十億円	九十円七十六銭
〃	〃	十億円	九十円八十一銭
〃	〃	八億円	九十円八十七銭
〃	〃	十億円	九十一円七銭
〃	〃	四億円	九十一円九十一銭
〃	〃	十億円	九十一円十一銭
〃	〃	五億円	九十一円十二銭
〃	〃	二十億円	九十一円十五銭
〃	〃	五億円	九十一円十七銭
〃	〃	五億円	九十一円二十二銭
〃	〃	五億円	九十一円二十七銭